

## 島田市公共施設包括管理業務委託プロポーザル 質問回答一覧

令和7年8月1日

回答中に「※」印の付いたものについては、プロポーザル実施要領 5(1) 配布書類の「別紙4 及び関係資料」を御確認いただくこととなります。

これらの資料の提供を受けるに当たっては、「様式1 資料提供依頼書」を御提出ください。

番号	該当箇所	質問内容	回答
1	実施要領 2業務概要 (3)業務内容 ウ	「対象施設又は対象業務を増減させる場合があります。」とありますが、現在お見込みの施設・業務等がございましたらお示しください。	現在見込まれる対象施設又は対象業務の増減は、配布書類「別紙4 施設情報シート」を御確認ください。※
2	実施要領 9企画提案書等の提出 (1)提出書類	企画提案書について、30ページ以内との記載がございましたが、表紙・目次等を添付する場合、そちらはページ数としてカウントされますでしょうか。	表紙・目次はページ数としてカウントしません。
3	実施要領 9企画提案書等の提出 (1)提出書類	企画提案書について、正本には「商号又は名称」を記載しても問題ないという認識でよろしいでしょうか。また、副本に、業務実績を記載することは問題ないでしょうか。	正本には「商号又は名称」を記載しても問題ありません。副本に、業務実績を記載することも問題ありません。ただし、事業者が特定されない形で記載してください。
4	実施要領 9企画提案書等の提出 (1)提出書類	「様式8 同種業務受託実績書」について、「※受託者であることが証明できる文書及び業務の内容が分かる文書等を添付してください。」とありますが、契約書の写し等が必要ということでしょうか。また、その場合、一部守秘義務が発生しうる部分については、黒塗り等の措置を施してもよろしいでしょうか。	契約書の写し又は業務の内容を記した任意作成の文書を提出してください。この場合において、契約書の写しを提出するときは、守秘義務が発生しうる部分は黒塗り等の措置をしていただいて結構です。
5	実施要領 10 企画提案書等の提出 (1)業務概要 ウ	実施体制について協力を会社を含め記載とありますが、この場合の協力を会社とは共同企業体で参加する場合の構成企業との理解でよろしいでしょうか。または保守点検等の再委託先企業という理解でしょうか。その場合、個別の企業名等を全て列挙する必要はないという認識でよろしいでしょうか。	協力を会社とは、共同企業体で参加する場合の構成企業となります。
6	実施要領 10 企画提案書等の提出 (2)テーマ別提案 オ	市内事業者の活用について、市内事業者の定義をご教示いただけますでしょうか。(貴市内に本社等を設置されている事業者など)	市内に本社、本店を有する事業者となります。
7	実施要領 11 企画提案書等の審査方法及び審査基準	「島田市公共施設包括管理業務委託プロポーザル審査委員会」について、人数・所属(庁内外等)・役職等を可能な範囲でご教示いただけますでしょうか。もちろん接触等を意図してのご質問ではございません。	審査委員は5名です。
8	実施要領 11 企画提案書等の審査方法及び審査基準 (3)実施方法 エ	「プレゼンテーションで使用する資料は、提出書類(企画提案書等)に記載した内容に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めません。」との記載がございましたが、企画提案書等の内容を抜粋した資料を作成し、当日投影することは可能でしょうか(その際、新たな内容は記載いたしません)。	可能です。

9	<p>実施要領 11 企画提案書等の審査方法及び審査基準 (3) 実施方法 オ</p>	<p>「プレゼンテーションの場において、参加事業者名が特定可能となるような表現をしないよう配慮してください」との記載がございますが、「資料への業務実績の記載”や”各参加者の所属・役職・本業務における役割等のご説明（事業者名は発言・記載いたしません）」は可能でしょうか。</p>	<p>事業者が特定されない形であれば可能です。</p>
10	<p>実施要領 11 企画提案書等の審査方法及び審査基準 (5) 審査基準</p>	<p>「■会社概要に対する審査基準表」に記載の項目（同種業務実績、経営状況）は、「様式6 会社概要調書」から採点されるため、企画提案書には記載する必要はないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>